

資料 1

第3回委員会でのFISIM検討のポイント

[1]. 作間委員からの報告と質疑。

- (1) 前回の委員会の報告で残されていた項目「実質化について」
- (2) [追加情報] OECDのSNA担当部長との意見交換状況も作間委員にご紹介いただく
- (3) 作間委員報告全体に関する質疑

[2]. 前回の議論を踏まえて。

1. FISIMの対象(範囲)基準について

前回委員会までの議論で、FISIMの対象や非対象とする基準が明確でないという指摘があったため、主体側と商品側に分けて「FISIMの対象」と判別する基準をまとめた。

2. 主体側の基準

- (1) 金融仲介機関であること」とは。
- (2) 主要業務の判別について。
- (3) 中央銀行について(前回、FISIMの対象としないとされている。)
- (4) 証券会社について。

FISIMは生産の概念であることから、主要業務は「産出概念項目」の量や額の大小によって判別されるべき。

a. 前回の委員会で証券会社による「現先取引」が93SNAでは「貸付」や「預金」格付けされており、「現先取引」業務規模が40兆円を超える巨額なものとなるとの説明があった。

b. しかし、精査したところこの40兆円は残高(あるいは取引金額)であって売上等の生産概念に係る金額ではなかった。ちなみに「現先取引」の受け取り利子による収益は約1千億円に過ぎず、証券会社の収益の大半は「受け入れ手数料」約2兆円(構成比約60%)によるものとなっている。

c. 以上から「証券会社」の主要業務は「S124 金融補助機関」に格付けられるべき。なお、EU 米国では「S124 金融補助機関」に格付けている。

7年前のFISIM検討時の意見での「今後業務のウエートが高まる」との趣旨は業務の売上が拡大する趣旨ではなく、「日銀で対象としているのは残高とその増減フローの概念であって収益ベースの概念ではないことから、多分7年前の委員会での「今後業務のウエートが高まる」とした説明も「取引金額」(残高ベース)が

拡大するという趣旨で説明しているはず。」と確認できた。

今回、「証券会社」を我が国が従来整理してきた独自の「金融仲介機関」格付から、93SNA 分類「S124 金融補助機関」への格付けに戻すとしても、資金循環統計との整合性以外は特段の課題は発生しない模様。今回、この変更が認められれば次回以降の試算計数に反映させたい。

結果として「生産額は減少する。」について。：「証券会社」が金融仲介機関でなければ FISIM を発生しないことになる。受取利子(今回の額は1千億円と、残高40兆円に比してさほどの額ではなかった)由来の生産額(FISIM)は減少するが財産所得として計上される(参考資料 3-(3)B)。

(5)証券会社と類似の信用取引をしていると考えられる機関

商品先物取引所：S124 金融補助機関

信販会社：ノンバンク(S123 金融仲介機関)として FISIM 対象となっている。

その他

(6)生命保険、非生命保険

93SNA では FISIM の対象を「S122」、S123」に限定していることから、S12 保険会社及び年金基金」は FISIM の対象ではない。生産額の推計方法を別に定めている。

(7)その他の機関 (金融機関全体は参考資料 3-(1)参照)

93SNA では FISIM の対象を「S122」、S123」に限定していることから、これ以外の金融機関部分や他業種は FISIM を生産しない。

3. FISIM の対象となる商品側の基準

(1)金融仲介機関だけが FISIM を生産する。

(2)金融仲介機関による「価格コントロールが可能であること」が FISIM 対象商品の条件。

EU は「貸出」と「預金」にのみ「金融仲介機関による価格コントロールが可能」とする。

我が国も「貸出」と「預金」を FISIM 対象の基本と考えている。「貸出」と「預金」以外にも「貸出」と「預金」に似た商品を探した。この時、「金融仲介機関による価格コントロールが可能かどうか」を判断基準としている。

これを言い換え「価格コントロールとは金融仲介機関が間接的にサービス料を徴収するために利子率を設定すること」として対応している。

<参考> (解釈) 「サービスの価格」に相当するものは、「金額」または「料率」といえる。その他 契約時の料金形態(手数料、料率)や「取引形態(直接取引、間接取引)」との関係。

a. 「金額」での受払いは「手数料扱い」とされ、直接取引となる。

b. 「料率」は事前に非金融市場で決められ間接的取引、間接的徴収が行なわれる。

(3)我が国の「価格コントロール」の定義。

直接金融市場(発行市場)で取り扱われず、金融仲介機関からのみ入手可能。
直接手数料を徴収していない。(間接的にサービスを徴収していると考える。)

(4)金融債

(5)私募債 証文式私募債を「貸付」とした残りの私募債を対象として検討。

(6)その他の類似商品について。(金融商品全体は参考資料3-(2))

) 資金の出し手向けの商品

預金、 合同運用信託、 投資信託 、 金融機関の発行する社債、
金融機関発行の CP

) 資金の借り手向けの商品

貸出金、 私募債、 公募債(社債)

4.FISIM の「対象となる時」と「ならない時」の差についての整理。

(1)運用先を「FISIM 対象商品」から「FISIM 対象外商品」にシフトする時、その前後で FISIM(生産額)が大きく変動する可能性がある(参考資料3-(6)、3-(3)B)。期末前の瞬間的な変動への対応としてどのような対応を準備すべきか。捕捉が十分かという問題と、他の課題、シフト自体は分財産所得に計上されるとして生産額の変動(例えば減少)は容認してよいのかというものがある。

(2)更に、FISIM 導入により一般的に起こりうる事態は、FISIM 対象外商品関係金融を主要業務としている事業所は、例え経営は順調でも営業余剰はマイナス、あるいは個々の付加価値自体もマイナスという生産側の課題となる。個々の事業所や県別や地域別にみるとより多くの問題事態が発生するかもしれない。68SNA が回避しようとした課題ともいえようが容認してよいのか。 作間委員提案のコスト積上げ方式と FISIM 方式との並存や、 帰属利子方式と FISIM 方式との並存等の可能性を検討する必要はないか。

(3) FISIM は「明示的に料金を徴収していない金融商品範囲」を FISIM 方式によって推計される。「明示的に手数料を徴収している金融商品」は直接に「手数料」が把握できることから FISIM 推計の必要はない。この直接に「手数料」が把握できる範囲はどこまでか。従来から把握している手数料(A)の他に、FISIM の導入により把握もれとなっている「直接に料金を徴収しているはずだから FISIM の対象とはしていない」分として顕在化してくる手数料(B)のようなものは存在しないと考えるべきか。かつて無料だった ATM 使用料を帰属計算する必要はないか。FISIM 方式で遡及推計時には帰属計算により補う必要はないか。

[3].参照利子率について。

1.前回までに紹介した EU 準拠方式による我が国での試算の問題点。

(1)貸出利率を上回る参照利子率を全部門の「利子水準」として使用できない。

(2) 参照利率が高率となった要因について。

全国銀行のデータを使用して84年と95年の構成要素の規模と率を比較すべき。

84年は、コールの額ウエートが高く、コールの利率は運用利率を上回っていた。参照利率が貸出利率を超えているという異常事態は、金融機関部門内での資金逼迫が、全部門においては生じていなかったことを物語っている。2つのグループに共通の参照利率とはならない。

(3) 80年代に全部門で使用可能な参照利率は上記(1)の分析を行なうことによって明らかとなってくる(はず)。

2. その他の参照利率の計算式の候補について。

[4] .配分と表章について。

(1) 配分に関する考え方。

残高構成比と利子額構成比による配分。等質分野別の分割。

郵貯分は家計に全てを配分する考え方への取り組み。

[5] .実質化の方法について。

(1) 考え方について

FISIM の実質値とは。

「実質の金利差率(基準年金利差で一定)」に「残高の実質値」を乗じたもの、と表現できる。

(2) 率差のデフレーターは基準年の率差を基準(100.0)として作成。

(3) 残高デフレーターはGDPデフレーターとしている。

(以上)